

2024年3月1日

北海道函館市若松町2番5号
株式会社ジャックス
代表取締役 村上 亮

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、吸収合併消滅会社であったジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社（以下「旧ジャックス・ペイメント・ソリューションズ」といいます。）との間で2023年11月7日付けで締結した吸収合併契約に基づき、2024年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、旧ジャックス・ペイメント・ソリューションズを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日
2024年3月1日
2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 吸収合併の差止請求
旧ジャックス・ペイメント・ソリューションズは、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
旧ジャックス・ペイメント・ソリューションズは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、2024年1月22日付で日刊工業新聞に、2024年1月24日付で官報にそれぞれ公告を行っております。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過
 - (1) 吸収合併の差止請求
本吸収合併は、簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
本吸収合併は、簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議
吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2024年1月24日付で官報及び電子公告による公告を行っております。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、本吸収合併の効力発生日である2024年3月1日をもって、吸収合併消滅会社である旧ジャックス・ペイメント・ソリューションズからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日
2024年3月10日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

旧ジャックス・ペイメント・ソリューションズの事前開示書面の写し

2024年1月22日

東京都品川区東品川四丁目12番1号
ジャックス・ペイメント・
ソリューションズ株式会社
代表取締役 高木 弘孝

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社)

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、2023年11月7日付で株式会社ジャックス(本店:北海道函館市若松町2番5号。以下「ジャックス」といいます。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ジャックスを吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
ジャックスは、当社の完全親会社であり、完全親子会社間の合併となるため合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
合併対価の交付は行われないため、該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項
当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
 - (1) 最終事業年度にかかる計算書類等
ジャックスの最終事業年度の計算書類等は、別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本吸収合併効力発生後のジャックスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のジャックスの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。
したがって、本吸収合併後におけるジャックスの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

8. 合併契約等備置開始日後合併の効力発生日までの間に、上記各事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項
上記各事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項を開示します。

以上

別紙 1

吸収合併契約

合併契約書

株式会社ジャックス(以下「甲」という)及びジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社(以下「乙」という)は、次の通り合併契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(合併の方法)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する(以下「本件合併」という)。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

- 甲(吸収合併存続会社)
商号: 株式会社ジャックス
住所: 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号(北海道函館市若松町2番5号)
- 乙(吸収合併消滅会社)
商号: ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社
住所: 東京都品川区東品川四丁目12番1号

第3条(合併に際して交付する金銭等に関する事項)

本件合併は、完全親会社である甲とその完全子会社である乙との吸収合併であることから、甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して合併対価を交付しないものとする。

第4条(資本金及び準備金等の額に関する事項)

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金の額を増加しないものとする。

第5条(効力発生日及び効力発生の条件)

本件合併の効力発生日は、2024年3月1日(以下「本効力発生日」という)とする。ただし、本件合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条(合併の承認手続等)

甲及び乙は、本件合併が、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

第7条(合併財産の引継)

乙は所有する一切の資産、負債及び権利義務を本効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意の上、これを行うものとする。

第9条(合併条件の変更及び合併契約の解除)

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、又は本契約を解除することができる。

第10条(損害賠償)

第9条により、合併条件が変更又は本契約が解除された場合、甲乙は互いに損害賠償を請求しない。ただし、その原因が、甲又は乙の故意、又は重過失による場合はこの限りではない。

第11条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が1通を保有し、写しを乙が保有する。

2023年11月7日

甲

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
(北海道函館市若松町2番5号)

株式会社ジャックス

取締役社長

村上 亮



乙

東京都品川区東品川4丁目12番1号

ジャックス・ペイントソリューションズ株式会社

代表取締役社長

高木 弘孝



別紙 2

吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により経済活動の正常化が進み、景気に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、円安の進行や資源価格の高騰等により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような中、当社グループでは2022年度より中期3カ年経営計画「MOVE 70」をスタートさせ、4つの3年後のあるべき姿の実現に向けて各事業戦略に取り組んできました。

- ・強みを活かした国内事業の収益基盤拡充
- ・将来の成長をけん引する海外事業の収益基盤確立
- ・国内・海外の成長を加速する経営基盤の強化
- ・ESG経営の推進

当連結会計年度の経営成績は、半導体や資材不足の影響を受けながらも国内では、オートローンや住宅関連商品等で施策の効果が顕著に表れ、さらにWeb申込機能の拡充によりメディアルを中心とした注力商品の利用促進が図られ、クレジット事業の取扱高を拡大することができました。カードショッピングは、物価上昇の影響による利用単価の増加や社会活動の活性化を追い風に取扱高が伸長しました。海外では、各国政府による経済支援策を背景に営業施策や加盟店開拓を強化し、取扱高を大幅に拡大することができました。

この結果、連結取扱高は5兆6,413億93百万円（前期比7.0%増）となりました。

連結営業収益は、取扱高増加に加え、割賦利益繰延残高と信用保証残高の積み上げにより1,735億6百万円（前期比5.8%増）となりました。

連結営業費用は、債権良質化の進展により貸倒関連費用が減少した一方で、取扱高拡大に伴う販管費等が増加し、1,418億27百万円（前期比3.3%増）となりました。

以上の結果、連結経常利益は317億69百万円（前期比18.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は216億51百万円（前期比18.2%増）となりました。

当連結会計年度の業績

取扱高

5兆6,413億93百万円
(前期比7.0%増)

営業収益

1,735億6百万円
(前期比5.8%増)

経常利益

317億69百万円
(前期比18.6%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

216億51百万円
(前期比18.2%増)

セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

■国内事業

クレジット事業

ショッピングクレジットは、高級腕時計が好調に推移したことに加え、二輪やパソコン、メディカル等は各種施策の効果により取扱高が拡大しました。また、住宅関連商品は部材供給不足が緩和され、取扱高の拡大に寄与しました。

オートローンは、半導体不足による新車納期の長期化で中古車需要が高まり、中古車マーケットの取扱高が拡大しました。また、新車の供給制約が徐々に緩和され、各インポーターの販売戦略と連動したファイナンス施策の実施により、輸入車マーケットの取扱高も拡大しました。

この結果、当事業の取扱高は1兆6,441億50百万円（前期比17.2%増）、営業収益は620億47百万円（前期比4.2%増）となりました。

取扱高 **1兆6,441億50百万円**

(単位：百万円)

1,644,150

1,403,443

第91期
(2022年3月期)

第92期
(2023年3月期)

営業収益 **620億47百万円**

(単位：百万円)

62,047

59,557

第91期
(2022年3月期)

第92期
(2023年3月期)

カード・ペイメント事業

カードショッピングは、百貨店やネット通販での利用が好調に推移したことに加え、大型提携先での会員数増加も取扱高の拡大に寄与しました。また、旅行やレジャーの段階的な回復を受け、取扱高及び営業収益が増加しました。

カードキャッシングは、資金需要の回復に伴い取扱高が増加しましたが、キャッシング残高の減少をカバーするほどまでには至らず、営業収益は減少しました。

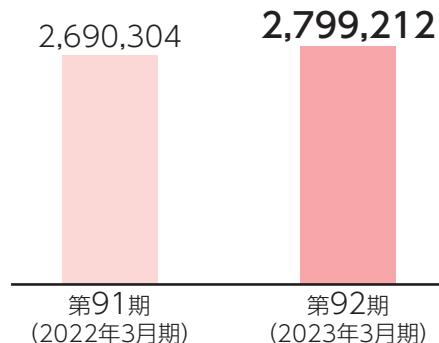
家賃保証は、前年度に契約した提携先からの上積みも寄与し、取扱高及び営業収益が増加しました。

集金代行は、新規提携先の拡大により取扱高及び営業収益が増加しました。

この結果、当事業の取扱高は2兆7,992億12百万円（前期比4.0%増）、営業収益は428億46百万円（前期比0.0%増）となりました。

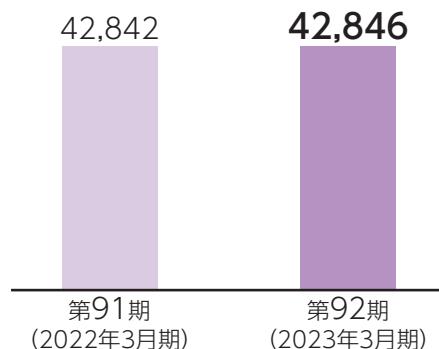
取扱高 **2兆7,992億12百万円**

(単位：百万円)



営業収益 **428億46百万円**

(単位：百万円)



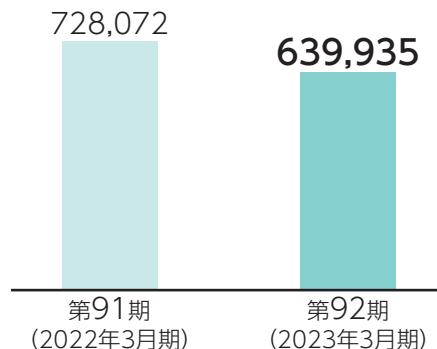
ファイナンス事業

投資用マンション向け住宅ローン保証は、提携先の販売戸数が堅調に推移するも、競合他社の攻勢により当社シェアが低下し、取扱高が減少しました。営業収益は、保証残高の積み上げにより増加しました。

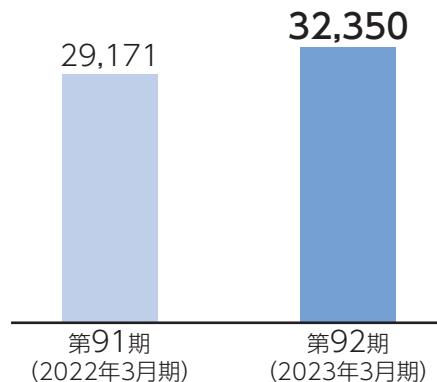
銀行個人ローン保証は、半導体不足により新車納期の遅延で低迷したマイカーローンが徐々に回復し、取扱高が反転しました。営業収益は、収益性の高い商品の保証残高低下により減少しました。

この結果、当事業の取扱高は6,399億35百万円（前期比12.1%減）、営業収益は323億50百万円（前期比10.9%増）となりました。

取扱高 **6,399億35百万円**
(単位：百万円)



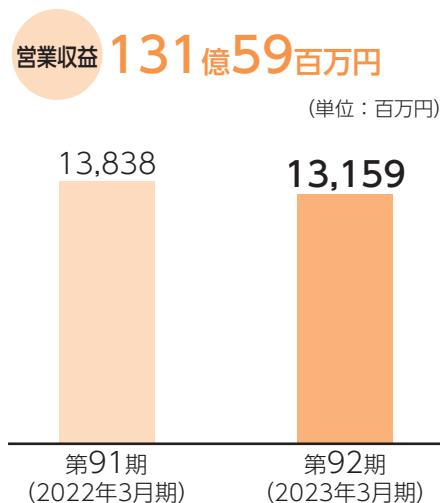
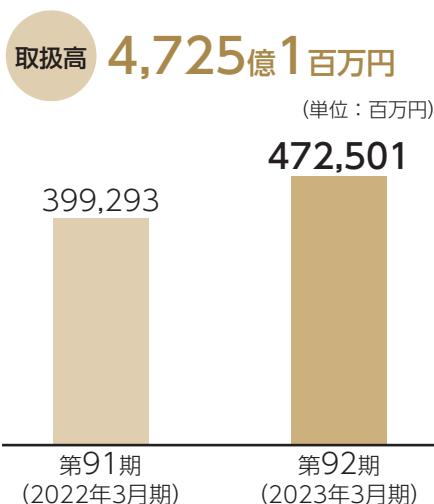
営業収益 **323億50百万円**
(単位：百万円)



その他の事業

その他の事業は、新車の納期遅延による影響を受けリースの取扱高が減少しました。一方、経済活動の正常化に伴い資金需要が高まり、事業資金融資が堅調に推移しました。営業収益は、その他営業収入等の落ち込みにより減少しました。

この結果、当事業の取扱高は4,725億1百万円（前期比18.3%増）、営業収益は131億59百万円（前期比4.9%減）となりました。



■海外事業

クレジット事業

各国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン）では、半導体不足による二輪や四輪市場の停滞が徐々に緩和され、さらにウイズコロナ政策による経済支援策が追い風となり、営業施策の推進や加盟店開拓に注力してきました。

この結果、当事業の取扱高は739億85百万円（前期比67.3%増）、営業収益は160億9百万円（前期比24.1%増）となりました。



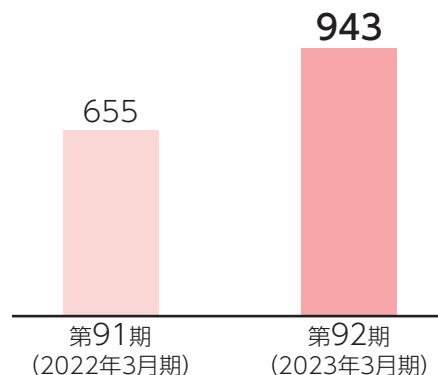
カード・ペイメント事業

ベトナムで展開するカード事業は、各種施策の実施によりカード会員数が増加し、さらに稼働会員の活性化にも取り組んできました。

この結果、当事業の取扱高は9億43百万円（前期比44.0%増）、営業収益は2億2百万円（前期比9.4%増）となりました。

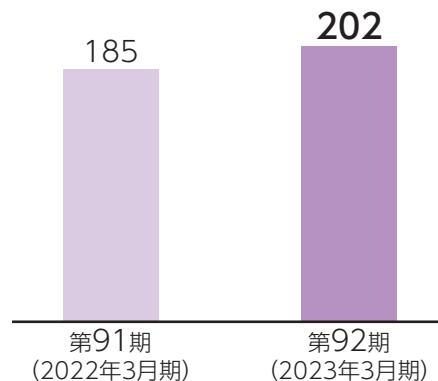
取扱高 **9億43百万円**

(単位：百万円)



営業収益 **2億2百万円**

(単位：百万円)

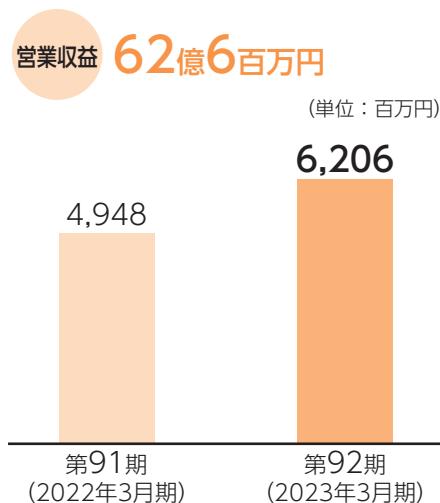


その他の事業

ベトナムで展開する個人向け無担保ローンは、資金需要が低下した前年からの反動に加え、営業体制を強化したことで取扱高及び営業収益が増加しました。

インドネシアで展開するリースは、経済活動の回復により取扱高が増加しましたが、リース残高の減少により営業収益が減少しました。

この結果、当事業の取扱高は、106億64百万円（前期比46.5%増）、営業収益は62億6百万円（前期比25.4%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況（重要なもの）

当連結会計年度におきまして、当社は以下の社債を発行しました。

- ・2023年2月22日 第37回国内無担保普通社債 400億円 期間3年
- ・2023年2月22日 第38回国内無担保普通社債 100億円 期間5年

(4) 重要な組織再編等の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

2022年度よりスタートしました中期3カ年経営計画「MOVE 70」では、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目指し、長期ビジョンである「アジアのコンシューマーファイナンスカンパニーとしてトップブランドを確立する」の実現に向け、経営体質のさらなる強化を図ってまいります。

当社グループにおける対処すべき課題は次のとおりです。

<当社グループにおける対処すべき課題>

①国内事業

- ・営業基盤や取引基盤を活かしたさらなる収益性の向上
- ・デジタル技術を活用した業務プロセスの改善と生産性向上によるコスト削減の実現

②海外事業

- ・営業エリアの拡大や取扱商品の拡充による競争力の強化と収益力の向上
- ・ガバナンスのさらなる強化とグローバル人材の育成

③グループ全般

- ・お客さまや加盟店ニーズに応じた商品・サービスの拡充と全社的なDXの進展
- ・金融環境や事業環境に適応した戦略立案とリスク低減への取り組み強化
- ・事業ポートフォリオ戦略の実行と統合リスクマネジメントの高度化による企業価値の向上
- ・マテリアリティを通じた環境・社会課題への取り組み強化

環境変化や想定される機会・リスクを的確に捉え、これらの諸課題に対処すべく、中期経営計画では4つの「3年後のあるべき姿」を掲げ、その実現に向けた戦略の実行と各種施策への取り組みに注力しております。

<4つの3年後のあるべき姿と戦略>

①強みを活かした国内事業の収益基盤拡充

- ・クレジット事業・ファイナンス事業は、これまで培ってきた営業基盤や取引基盤を活かし、マーケットニーズに応える商品力と提案力の強化によるさらなる需要喚起を図るとともに、新たな収益源の創出に向けた取り組みを加速させ、収益基盤を拡充してまいります。
- ・カード・ペイメント事業は、デジタルを活用したお客さま接点・加盟店接点の強化に注力するとともに、加盟店のニーズや販売戦略に沿ったマルチ決済サービスの提供、新規アライアンスによる加盟店の拡大を通じて事業の拡充を図ってまいります。

② 将来の成長をけん引する海外事業の収益基盤確立

- ・海外事業は、各国の情勢と各社の状況を踏まえた商品・サービスの拡充や営業エリアの拡大などにより競争力を一段と強化するとともに、AI・システムの活用による与信精度の向上や債権管理体制を強化し、4カ国における収益力のさらなる強化を図ってまいります。
- ・各種リスクの低減に向けた内部統制の強化をはじめ、当社の各部門と海外子会社の直接的なコミュニケーションの活性化を図ることにより、グループ経営管理態勢を強化してまいります。

③ 国内・海外の成長を加速する経営基盤の強化

- ・戦略的パートナーである三菱UFJフィナンシャル・グループとのデジタルを起点とした協働ビジネスの創出によるシナジー拡大や、さらなる連携による事業基盤・財務基盤の強化を図ってまいります。
- ・デジタル技術の活用による業務プロセスや働き方の最適化を通じたさらなる生産性向上とコスト削減を実現するとともに、新たな商品・サービスの開発や収益拡大に寄与するデータ利活用基盤の構築など全社的なDXを推進してまいります。
- ・グループベースでのリスク対比リターンの向上や、リスク管理プロセスを支える体制の構築による収益力の強化など統合リスクマネジメントのさらなる推進を図ってまいります。

④ ESG経営の推進

- ・ファイナンスサービスを通じた脱炭素化の推進や、環境負荷軽減への対応など環境保全に向けた取り組みを強化してまいります。
- ・安心・安全で利便性の高いサービスの提供のほか、多様性や人権の尊重など社会課題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。
- ・コーポレートガバナンスや統合リスクマネジメントの強化など、ガバナンスの高度化を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

		第89期 (2020年3月期)	第90期 (2021年3月期)	第91期 (2022年3月期)	第92期 (当期) (2023年3月期)
取扱高	(百万円)	4,981,508	4,973,421	5,273,264	5,641,393
営業収益	(百万円)	158,610	160,650	164,070	173,506
経常利益	(百万円)	16,700	16,506	26,786	31,769
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,732	11,778	18,316	21,651
1株当たり当期純利益	(円)	311.65	340.69	528.97	624.60
総資産	(百万円)	2,744,066	2,958,123	3,215,006	3,575,732
純資産	(百万円)	162,889	174,152	192,217	210,605
1株当たり純資産	(円)	4,543.94	4,910.76	5,386.05	5,883.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
 2. 当社は、金融機関等が保有する貸付金等の債務の保証に加え債権の回収を行う業務に係る保証残高を、信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金として連結貸借対照表に計上しておりましたが、当連結会計年度より会計処理を変更し、連結貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することに変更いたしました。当該会計方針の変更は遡及適用され、第89期（2020年3月期）から第91期（2022年3月期）についても遡及適用後の総資産額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

		第89期 (2020年3月期)	第90期 (2021年3月期)	第91期 (2022年3月期)	第92期 (当期) (2023年3月期)
取扱高	(百万円)	4,856,615	4,823,712	5,069,497	5,414,405
営業収益	(百万円)	134,760	135,382	138,276	143,425
経常利益	(百万円)	15,027	18,108	23,547	26,996
当期純利益	(百万円)	10,132	12,539	16,300	18,783
1株当たり当期純利益	(円)	294.22	362.71	470.75	541.88
総資産	(百万円)	2,618,994	2,856,412	3,118,872	3,452,035
純資産	(百万円)	157,486	170,363	183,092	196,776
1株当たり純資産	(円)	4,556.07	4,917.08	5,277.85	5,668.01

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
 2. 当社は、金融機関等が保有する貸付金等の債務の保証に加え債権の回収を行う業務に係る保証残高を、信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金として貸借対照表に計上しておりましたが、当事業年度より会計処理を変更し、貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することに変更いたしました。当該会計方針の変更は遡及適用され、第89期（2020年3月期）から第91期（2022年3月期）についても遡及適用後の総資産額となっております。

(7) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
ジャックス債権回収サービス株式会社	500百万円	100	サービス
ジャックス・トータル・サービス株式会社	152百万円	100	保険代理店
ジャックスリース株式会社	200百万円	100	リース
ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社	480百万円	100	集金代行 後払い決済
JACCS International Vietnam Finance Co.,Ltd.	9,000億 ドン	100	クレジット クレジットカード
PT JACCS MITRA PINASTHIKA MUSTIKA FINANCE INDONESIA	12,244億 ルピア	60	クレジット リース
JACCS MICROFINANCE (CAMBODIA) PLC.	17百万 米ドル	100	クレジット
JACCS FINANCE PHILIPPINES CORPORATION	1,250百万 ペソ	65	クレジット

(注)1.JACCS MICROFINANCE (CAMBODIA) PLC.は、2022年6月17日付で商号をJACCS FINANCE (CAMBODIA) PLC.より変更いたしました。

2.ジャックスリース株式会社は、2023年2月2日に三菱オートリース株式会社と資本業務提携を締結し、2023年4月3日に第三者割当増資により当社の議決権所有割合は80%となりました。

3.ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社は、2024年3月(予定)に当社を存続会社とする吸収合併方式で解散することを2023年3月17日に決議いたしました。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

① クレジット事業

消費者が当社の加盟店から商品の購入やサービスの提供を受け、分割払い等を希望する場合、当社が信用調査を行い、承認した顧客に対して加盟店に利用代金を立替払いし、顧客から分割払い等にて回収を行います。また、加盟店から保証申し込みがあった場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対してその債務を保証し、顧客から分割払い等にて回収を行います。

② カード・ペイメント事業

イ. カード

消費者からカード申し込みを受け、当社が信用調査を行い、クレジットカードを発行します。

カード会員が、クレジットカードを利用して、1回払い又は分割払い・リボルビング払いで商品やサービスを購入すると、当社がカード会員に代わって代金を加盟店に立替払いし、カード会員から約定に基づいて回収を行います。

クレジットカードには、自社の「プロパーカード」と加盟店と提携して発行する「提携カード」があり、ショッピング機能のほかにキャッシング機能が付帯されています。また、融資専用の「ローンカード」があります。

ロ. 家賃保証

当社と提携している不動産管理会社等から賃貸借契約に基づく家賃保証の申し込みを受け、当社が信用調査を行い、承認した顧客に対して不動産管理会社等に家賃等の立替払い及び保証し、顧客から家賃等の回収を行います。

ハ. 集金代行

提携先が顧客から定期的にお支払いを受ける代金を、当社の口座振替ネットワークを利用して集金を行います。

③ ファイナンス事業

イ. 住宅ローン保証

消費者が当社の提携先から購入する投資用マンション資金を提携金融機関から借り受けるにあたり、当社が信用調査を行い、承認した顧客に対して、その債務を保証するものです。

ロ. 銀行個人ローン保証

消費者が自動車や教育資金等を提携金融機関から借り受けるにあたり、当社が信用調査を行い、承認した顧客に対して、その債務を保証するものです。

④ その他の事業

リースや事業資金の融資を行っています。

(9) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本店：北海道函館市若松町2番5号

本部：東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

支店：65店（札幌、仙台、大宮、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡他55支店）

- ・クレジットオフィス：4店（札幌クレジットオフィス他3店）
- ・東京審査センター、東京オート審査センター、大阪審査センター
- ・東京保証審査オフィス、岡山保証審査オフィス
- ・東京コレクションセンター、大阪コレクションセンター
- ・東京管理センター、コンタクトセンター
- ・東京カスタマーセンター、大阪カスタマーセンター

② 子会社（連結子会社）

ジャックスリース株式会社	本社（東京都品川区）
ジャックス債権回収サービス株式会社	本社（東京都品川区）
ジャックス・トータル・サービス株式会社	本社（東京都品川区）
ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社	本社（東京都品川区）
JACCS International Vietnam Finance Co.,Ltd.	ベトナム国 ホーチミン市
PT JACCS MITRA PINASTHIKA MUSTIKA FINANCE INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市
JACCS MICROFINANCE (CAMBODIA) PLC.	カンボジア王国 プノンペン市
JACCS FINANCE PHILIPPINES CORPORATION	フィリピン共和国 パシッグ市

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
国内事業	2,851名	61名減
海外事業	3,214名	19名減
合 計	6,065名	80名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
2,694名	53名減

(注) 従業員数には、当社への出向者2名を含んでおり、子会社等への出向者、嘱託、契約社員及び臨時雇員は含まれておりません。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	351,595
株式会社みずほ銀行	183,593
三井住友信託銀行株式会社	45,200
農林中央金庫	41,810
株式会社三井住友銀行	36,000
信金中央金庫	27,500
株式会社北洋銀行	22,000

(注) 借入金残高は単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 78,910,000株
(2) 発行済株式の総数 35,079,161株 (自己株式399,554株を含む)
(3) 株主数(前期末比6,210名増) 33,293名 (自己株式1名を含む)
(4) 大株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	7,015	20.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,806	8.09
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,508	7.23
ジャックス共栄会	1,666	4.80
第一生命保険株式会社	1,359	3.92
明治安田生命保険相互会社	1,275	3.67
ジャックス職員持株会	995	2.87
RE FUND 107-CLIENT AC	600	1.73
日本生命保険相互会社	588	1.69
三菱UFJ信託銀行株式会社	564	1.62

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (399,554株) を控除して計算しております。
2. 持株数及び持株比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く。)	15,200株	8名

(ご参考) 当社が保有する株式に関する事項

(1) 株式の政策保有に関する方針

当社は、取引先の関係維持・強化や取引円滑などに加え、当該取引先との中長期的な企業価値向上に資するか否か、当社への影響の有無等を総合的に考慮し、保有の可否及び保有数を判断しております。保有後は、毎年取締役会で保有の適否の検証を評価基準に基づき行い、保有意義が希薄化した銘柄に関しては、売却を進めております。

(2) 純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

		第90期 (2021年3月期)	第91期 (2022年3月期)	第92期 (2023年3月期)
銘柄数	上場	45	31	33
	非上場	15	16	13
	合計	60	47	46
貸借対照表 計上額 (百万円)	上場	17,299	19,012	20,043
	非上場	919	758	574
	合計	18,218	19,771	20,617



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 崎 徹	取締役会長 (代表取締役) CEO	
村 上 亮	取締役社長 (代表取締役) COO	
千 野 仁	取締役専務執行役員 (営業戦略本部長 兼 審査事務部門管掌)	
齊 藤 隆 司	取締役専務執行役員 CFO (信用管理部門管掌)	
大 島 健 一	取締役常務執行役員 (コンプライアンス担当 兼 総務・人事部門管掌)	
外 口 利 夫	取締役常務執行役員 (国際事業担当 兼 国際事業部長)	JACCS MICROFINANCE (CAMBODIA) PLC. 取締役会長
太 田 修	取締役上席執行役員 (情報システム担当)	
小 林 一 郎	取締役上席執行役員 (経営企画担当)	
鈴 木 政 士	取締役	株式会社ワールド 社外取締役 株式会社エイジス 社外取締役
西 山 潤 子	取締役	株式会社荏原製作所 社外取締役 戸田建設株式会社 社外監査役
岡 田 恭 子	取締役	株式会社SUBARU 社外監査役 大王製紙株式会社 社外監査役 日本電気株式会社 社外監査役
三 瓶 博 二	取締役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
下 河 照 和	常勤監査役	
奥 本 泰 之	常勤監査役	
村 上 眞 治	監査役	
小町谷 悠 介	監査役	

- (注) 1. 取締役鈴木政士氏、西山潤子氏、岡田恭子氏及び三瓶博二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村上眞治氏及び小町谷悠介氏は、社外監査役であります。
3. 取締役鈴木政士氏、西山潤子氏、岡田恭子氏、三瓶博二氏及び監査役村上眞治氏、小町谷悠介氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役村上眞治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
5. 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、全社外監査役の補欠監査役として横田卓也氏が選任されております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2022年6月29日開催の第91期定時株主総会において取締役に山崎徹氏、村上亮氏、千野仁氏、齊藤隆司氏、大島健一氏、鈴木政士氏、西山潤子氏、岡田恭子氏が再選し、外口利夫氏、太田修氏、小林一郎氏、三瓶博二氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、鈴木政士氏、西山潤子氏、岡田恭子氏及び三瓶博二氏は社外取締役であります。

② 退任

2022年6月29日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって取締役板垣康義氏、菅野峰一氏、尾形茂樹氏、原邦明氏が任期満了により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(4) 補償契約の内容の概要

当社と取締役山崎徹氏、村上亮氏、千野仁氏、齊藤隆司氏、大島健一氏、外口利夫氏、太田修氏、小林一郎氏、鈴木政士氏、西山潤子氏、岡田恭子氏、三瓶博二氏及び監査役下河照和氏、奥本泰之氏、村上眞治氏、小町谷悠介氏は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失がある場合には補償の対象としないこととしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、2023年7月に更新の予定であります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の範囲

取締役及び監査役

② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③ 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）に補償されます。

④ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の私的な利益供与や犯罪行為等による賠償責任に対しては、補償対象外の免責条項が付されております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第90期定時株主総会において、年額6億円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）と決議いただいております。報酬等の総額には、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）を含める（社外取締役は除く。）ものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は12名（うち社外取締役4名）となります。

なお、2018年6月28日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度における金銭報酬の総額は年額1億26百万円以内、パフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）における金銭報酬債権及び金銭の総額は72百万円以内と決議いただいております。

監査役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第90期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は4名となります。

② 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

イ. 決定方針の決定方法

当社は、2021年2月3日開催の取締役会で取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

・取締役（社外取締役除く。）の報酬

当社の取締役の報酬は、基本報酬（現金報酬）と業績連動報酬（株式報酬）より構成されております。基本報酬（現金報酬）は、役位に応じた基本額を定めております。業績連動報酬（株式報酬）は、企業価値の持続的な向上を図るため、中長期的なインセンティブを付与するとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）を導入しております。

譲渡制限付株式報酬制度は、単年度業績報酬として役位別に業績評価ランクを定め、株式を付与しております。

パフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）は、中期経営計画の達成度に基づき業績評価ランクを定め、中期経営計画終了後に株式及び金銭を交付いたします。

なお、2022年度を初年度とする中期3カ年経営計画で対象となる業績指標は、当社が重要な経営指標として掲げている連結営業収益と連結経常利益を選定しております。

- ・ 社外取締役の報酬
社外取締役の報酬は、基本報酬（現金報酬）のみで構成しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会はその答申内容を尊重し、当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

イ. 委任を受けた者の氏名及び地位・担当

山崎徹 代表取締役会長（CEO）

村上亮 代表取締役社長（COO）

ロ. 委任された権限の内容及び権限を委任した理由

取締役の個人別の報酬額については、取締役の役位ごとに応じた基本報酬（現金報酬）の額及び取締役の担当業務の評価を踏まえて決定しており、その具体的な内容については、2022年6月29日開催の取締役会において委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長が行っております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役会長及び代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は、報酬諮問委員会の答申内容に従って決定しなければならないものとしております。

④ 監査役報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬は、基本報酬（現金報酬）のみであり、監査役で協議のうえ決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円) 及び対象員数 (名)							
		基本報酬		業績連動報酬					
		金銭報酬				非金銭報酬			
		現金報酬		パフォーマンス・ シェア・ユニット		譲渡制限付株式報酬		パフォーマンス・ シェア・ユニット	
		総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数
取締役 (社外取締役を除く)	397	339	11	—	—	57	8	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	42	42	2	—	—	—	—	—	—
社外役員	社外取締役	33	33	5	—	—	—	—	—
	社外監査役	16	16	2	—	—	—	—	—
合計	489	432	20	—	—	57	8	—	—

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2022年6月29日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先及び地位	当社との関係
取締役	鈴木 政 士	株式会社ワールド 社外取締役	カード加盟店取引がありますが、一般的な取引であり特別な関係はありません。
		株式会社エイジス 社外取締役	特別な関係はありません。
取締役	西山 潤 子	株式会社荏原製作所 社外取締役	特別な関係はありません。
		戸田建設株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
取締役	岡田 恭 子	株式会社SUBARU 社外監査役	特別な関係はありません。
		大王製紙株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
		日本電気株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況と役割
取締役	鈴木 政 士	8/8回 (100%)	—	大手酒類メーカーでの豊富な経験と経営全般に関する高い見識から、当社の海外事業や財務戦略等に関する有益なご意見をいただいております。また、取締役会において業務執行の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	西山 潤 子	8/8回 (100%)	—	大手ヘルスケア企業でのCSRに携わった経験と豊富な知識により、社員の働き方やサステナビリティへの取り組みに関する有益なご意見をいただいております。また、取締役会において業務執行の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	岡田 恭 子	8/8回 (100%)	—	大手化粧品メーカーでの豊富な経験と知識により社員の働き方や多様性の確保等に関する有益なご意見をいただいております。また、取締役会において業務執行の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	三瓶 博 二	6/6回 (100%)	—	損害保険業界での豊富な経験と経営全般に関する高い見識から、営業戦略や経営戦略等に関する有益なご意見をいただいております。また、取締役会において業務執行の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	村上 眞 治	8/8回 (100%)	7/7回 (100%)	公認会計士として、海外事業、財務、内部統制、法改正等のリスクに関することや、当社経営に対して客観的・中立的な立場で有益なご意見をいただいております。
	小町谷 悠 介	8/8回 (100%)	7/7回 (100%)	弁護士としての経験と専門知識から、業法対応や内部統制等のリスクに関することや、当社経営に対して客観的・中立的な立場で有益なご意見をいただいております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回行われました。

2. 三瓶博二氏の取締役会出席回数は、2022年6月29日取締役就任以降の状況を記載しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,485,306
現金及び預金	162,351
割賦売掛金	3,138,458
リース投資資産	132,915
前払費用	4,457
立替金	29,207
未収入金	13,982
その他	32,345
貸倒引当金	△28,410
固定資産	90,425
有形固定資産	22,821
建物及び構築物	9,497
減価償却累計額	△6,335
建物及び構築物（純額）	3,161
土地	14,828
その他	11,786
減価償却累計額	△6,955
その他（純額）	4,830
無形固定資産	26,974
のれん	340
ソフトウェア	26,619
その他	14
投資その他の資産	40,629
投資有価証券	20,617
固定化営業債権	877
長期前払費用	4,241
繰延税金資産	2,398
差入保証金	1,420
退職給付に係る資産	7,125
その他	4,596
貸倒引当金	△647
資産合計	3,575,732

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,852,135
支払手形及び買掛金	254,341
短期借入金	322,984
1年内償還予定の社債	61,071
1年内返済予定の長期借入金	169,274
1年内返済予定の債権流動化借入金	238,106
コマーシャル・ペーパー	450,300
未払金	6,971
未払費用	2,608
未払法人税等	5,681
預り金	73,883
前受収益	1,303
賞与引当金	2,817
ポイント引当金	2,764
債務保証損失引当金	1,091
割賦利益繰延	229,876
その他	29,058
固定負債	1,512,990
社債	226,885
長期借入金	766,936
債権流動化借入金	515,679
繰延税金負債	1
利息返還損失引当金	695
退職給付に係る負債	19
長期預り保証金	1,659
その他	1,113
負債合計	3,365,126
純資産の部	
株主資本	192,823
資本金	16,138
資本剰余金	30,534
利益剰余金	147,062
自己株式	△911
その他の包括利益累計額	11,217
その他有価証券評価差額金	9,982
繰延ヘッジ損益	△188
為替換算調整勘定	1,147
退職給付に係る調整累計額	275
新株予約権	211
非支配株主持分	6,353
純資産合計	210,605
負債純資産合計	3,575,732

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
事業収益		172,822
金融収益		
受取利息	34	
受取配当金	643	
その他の金融収益	6	684
営業収益合計		173,506
営業費用		
販売費及び一般管理費		126,164
金融費用		
借入金利息	12,898	
コマーシャル・ペーパー利息	260	
その他の金融費用	2,503	15,663
営業費用合計		141,827
営業利益		31,678
営業外収益		
雑収入	106	106
営業外費用		
雑損失	15	15
経常利益		31,769
特別利益		
固定資産売却益	103	
投資有価証券売却益	251	355
特別損失		
固定資産除却損	41	
投資有価証券売却損	5	
減損損失	24	70
税金等調整前当期純利益		32,054
法人税、住民税及び事業税	9,238	
法人税等調整額	676	9,915
当期純利益		22,139
非支配株主に帰属する当期純利益		487
親会社株主に帰属する当期純利益		21,651

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,242,433
現金及び預金	143,097
割賦売掛金	3,006,787
前払費用	1,198
関係会社短期貸付金	46,887
立替金	29,141
未収入金	12,807
その他	22,415
貸倒引当金	△19,903
固定資産	209,602
有形固定資産	18,379
建物及び構築物	8,922
減価償却累計額	△5,911
建物及び構築物（純額）	3,011
工具、器具及び備品	2,566
減価償却累計額	△2,174
工具、器具及び備品（純額）	392
土地	14,828
その他	511
減価償却累計額	△364
その他（純額）	146
無形固定資産	25,429
のれん	300
ソフトウェア	25,116
その他	12
投資その他の資産	165,793
投資有価証券	20,617
関係会社株式	16,071
関係会社出資金	4,289
従業員に対する長期貸付金	38
関係会社長期貸付金	113,478
固定化営業債権	877
長期前払費用	174
繰延税金資産	911
差入保証金	1,243
前払年金費用	6,641
その他	2,097
貸倒引当金	△647
資産合計	3,452,035

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,773,737
支払手形	176,805
買掛金	70,005
短期借入金	291,289
1年内償還予定の社債	59,976
1年内返済予定の長期借入金	148,207
1年内返済予定の債権流動化借入金	238,106
コマーシャル・ペーパー	450,300
未払金	5,220
未払費用	1,517
未払法人税等	4,760
預り金	72,385
前受収益	904
賞与引当金	2,626
ポイント引当金	2,764
債務保証損失引当金	1,088
割賦利益繰延	220,087
その他	27,690
固定負債	1,481,521
社債	220,000
長期借入金	743,118
債権流動化借入金	515,679
利息返還損失引当金	695
長期預り保証金	1,659
その他	368
負債合計	3,255,259
純資産の部	
株主資本	186,622
資本金	16,138
資本剰余金	30,518
資本準備金	30,468
その他資本剰余金	50
利益剰余金	140,876
利益準備金	2,572
その他利益剰余金	
別途積立金	43,229
繰越利益剰余金	95,075
自己株式	△911
評価・換算差額等	9,942
その他有価証券評価差額金	9,982
繰延ヘッジ損益	△40
新株予約権	211
純資産合計	196,776
負債純資産合計	3,452,035

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
事業収益		141,256
金融収益		
受取利息	1,000	
受取配当金	1,144	
その他の金融収益	24	2,169
営業収益合計		143,425
営業費用		
販売費及び一般管理費		106,007
金融費用		
借入金利息	8,156	
コマーシャル・ペーパー利息	260	
その他の金融費用	2,039	10,457
営業費用合計		116,464
営業利益		26,960
営業外収益		
雑収入	49	49
営業外費用		
雑損失	13	13
経常利益		26,996
特別利益		
投資有価証券売却益	251	251
特別損失		
固定資産除却損	41	
投資有価証券売却損	5	46
税引前当期純利益		27,202
法人税、住民税及び事業税	7,848	
法人税等調整額	569	8,418
当期純利益		18,783

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社ジャックス
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宮田 世紀
公認会計士 関 賢二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より債権の回収を行う業務に係る保証残高について連結貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することに変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社ジャックス
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宮田 世紀

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より債権の回収を行う業務に係る保証残高について貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することに変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社ジャックス 監査役会

常勤監査役 下 河 照 和 ㊟

i常勤監査役 奥 本 泰 之 ㊟

社外監査役 村 上 眞 治 ㊟

社外監査役 小町谷 悠 介 ㊟

以 上

以 上